







立川市 公共施設等総合管理計画 (一部改定)

令和 5 年 12 月

これまで、昭和30年代から50年代にかけての第1次・第2次ベビーブーム、東京オリンピックの頃の高度経済成長期に起こった人口の急激な増加を背景に、全国の地方公共団体では市民の行政需要に応える形で多くの学校や図書館などの公共施設(以下、「公共建築物」)や、道路・下水道などの都市インフラ施設(以下、「インフラ施設」)、清掃工場や下水処理場などのプラント施設(以下、「プラント施設」)を整備してきました。しかし、これらの施設は築後年数の経過とともに、老朽化が進行しており、現在、老朽化した公共施設等の更新は全国の地方公共団体共通の課題となり、喫緊の対策が求められています。

本市においても、昭和 40 年代から 50 年代を中心に公共建築物が整備され、約6 割の施設が築後 40 年以上を経過し老朽化しています。また、インフラ施設やプラント施設も宅地開発や駅前の土地区画整理事業等に伴い、整備後 30 年以上経過した施設が増えており、安全な公共施設等を維持するための施設の更新が求められています。

平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機に関心の高まった公共施設等の老朽化の問題について、国は、平成 25 年にインフラ長寿命化基本計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安全性や機能を今後も確保していくための対策について要請を行っています。

今後、全国における人口減少の進行が避けられない中、本市も近い将来、人口減少局面に 突入すると予測されています。高齢化の進行に伴い、医療・福祉の需要の増加が見込まれる 一方で、生産年齢人口が減少し、社会保障制度を支える現役世代への負担の増加や、市税収 入の減少が懸念されます。かつての高度経済成長期のような歳入の増加が見込めない以上 は、公共施設等を取り巻く財政状況はより厳しくなっていきます。

公共施設等の老朽化の問題に取り組むためには、公共施設等の老朽化による事故を防ぎ、市民の安全・安心を第一に考えて公共施設等の利用環境を守るとともに、人口減少、少子化、高齢化社会の到来に対応し、今ある資産を最大限有効活用する持続可能な管理を行う必要があります。このため、市は公共施設等を管理するにあたっての基本的な考え方となる、「立川市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今後は、将来を見据えたマネジメントを徹底することにより、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない公共施設等の管理に取り組んでまいります。

目次

第1章 公共施設等総合管理計画の趣旨・位置づけ	1
(1) 計画の趣旨	2
(2) 計画の体系	2
(3) 計画期間	3
(4) 対象施設	3
第2章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題	5
(1) 公共施設等の現状と将来の見通し	6
①公共建築物の現状	6
②インフラ施設の現状	7
③プラント施設の現状	9
④公共施設等の将来の見通し	10
(2) 人口の現状と将来の見通し	15
(3) 財政の現状と将来の見通し	17
(4) 将来見通しを踏まえた今後の課題	19
①人口減少・人口構造の変化による将来負担と歳入の課題	
②公共施設等の老朽化に伴う課題	19
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	21
(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
(2) 公共施設等の管理に関する基本的な方針	
①点検・診断等の実施方針	23
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	
③安全確保の実施方針	24
④耐震化の実施方針	24
⑤長寿命化の実施方針	
⑥再編・統合・廃止の推進方針	25
⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	25
⑧コニバーサルデザイン化の推進方針	26
⑨PDCA サイクルの推進等に係る方針	26
⑩跡地及び跡施設の活用等に係る方針	26
第4章 今後の計画の取組	27
(1) 全庁的な情報管理・共有方策	28

(2)	計画の進捗管理・検討の推進	28
(3)	市民との情報共有	29
用語解	説	31
改定履	歴	34

第1章 公共施設等総合管理計画の 趣旨・位置づけ

第1章 公共施設等総合管理計画の趣旨・位置づけ

(1) 計画の趣旨

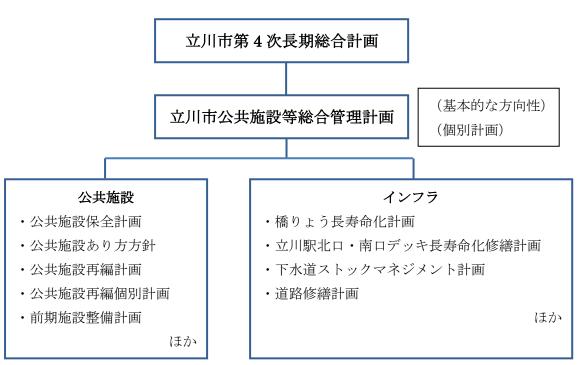
立川市公共施設等総合管理計画(以下、「本計画」という。)は、将来の人口動向や財政状況等を踏まえて、公共施設等の更新、管理に関する計画の策定・改定の基本的な方向性となる、市が所有する全ての公共施設の今後の管理の考え方を総合的に取りまとめる計画です。

(2) 計画の体系

本計画は国の「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)」の行動計画に位置付けるとともに、「立川市第4次長期総合計画」に基づく計画や施策と連携した計画とします。



図1 立川市各計画の体系のイメージ



(3) 計画期間

平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とします。

公共施設等の更新には多額の費用がかかりますが、一斉に老朽化の対応が必要となった場合でも、対応を先送りすることは市民の安全・安心や都市機能に支障を及ぼす可能性があるため、できる限り早急な対応が必要となります。そのため、将来的な老朽化対応の必要性を予測し、計画的に対応することが必要です。

しかし、今後の社会状況の変化にあわせ、30年、40年先の公共施設等に対する需要や財政状況、老朽化対応などの精緻な予測を行うことや、市民のライフスタイルや社会的・法令的な公共施設等に求められる水準の変化などを具体的に長期間にわたって推測することは困難です。

そこで流動的な将来の見通しに対して計画的な対応を図るため、本計画の計画期間は平成 29 年度から令和8年度までの 10 年間とし、市の第4次長期総合計画を踏まえた長期的な対応を図るとともに、社会環境の変化に対応し、適宜見直しを図ります。

(4) 対象施設

本計画は市の所有する公共施設等を対象とし、公共建築物、インフラ施設、プラント 施設の3つに分類します。

市はさまざまな公共施設等を保有しており、それらの施設の多くは市民生活に密接に関わっています。安全で持続可能な公共施設を維持するために、本計画の対象施設は、総務省の規定する「公共施設、公用施設、その他市の所有する建築物その他の工作物(公共施設等)」とし、次のとおり大きく3つに分類します。

公共建築物	学校、図書館、市民体育館、市役所等の施設
インフラ施設	道路、橋りょう、下水道、公園等の施設
プラント施設	清掃工場、リサイクルセンター、下水処理場等の施設

※公共施設等:具体的には建築物(学校、倉庫等)の他、道路、下水道、橋りょう等の土木構造物、プラント系施設 (廃棄物処理場、汚水処理場)、公営企業施設、その他工作物(公園ベンチ・遊具、門扉、フェンス等)等

第2章 公共施設等の現状、 将来の見通し及び課題

第2章 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題

(1) 公共施設等の現状と将来の見通し

各施設の老朽化がさらに進行し、公共施設等の更新の必要性が高まり、更新するため には高いコストが必要になります。

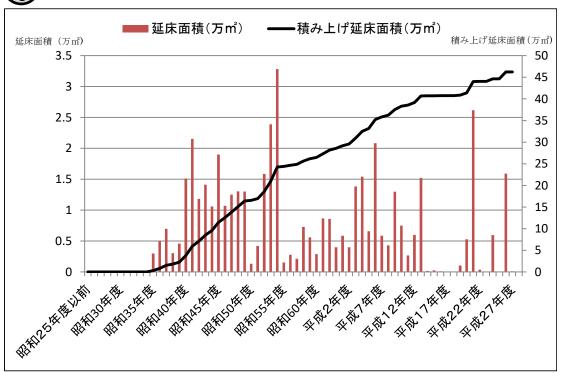
①公共建築物の現状

公有財産台帳資料(平成28年10月)によると、市の公共建築物の延床面積は約46.2万㎡となっており、市民1人あたりでは約2.6 ㎡になります。築年別にみると、築30年以上の建物は約26万㎡で全体の約57%を占めています。(図表1)

さらに、建物用途別にみると、市の保有する公共建築物のうち、学校施設の面積が約半数を占めており、「立川市公共施設保全計画(平成24年度)」によると小中学校29校のうち、総合劣化度の高い施設が14校を占め、老朽化した施設が多くなっています。



図表 1 公共建築物の整備面積



※平成 27 年度までの延床面積:約 46 万㎡

参考:公有財産台帳資料(平成28年10月)(平成27年3月31日時点面積)
※下水処理場、ポンプ場を除く

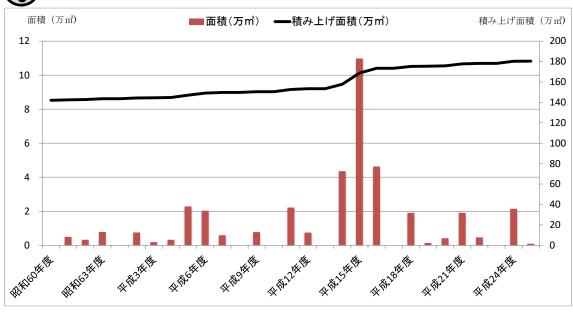
②インフラ施設の現状

インフラ施設については、その施設の多くが、整備後30年以上経過している状況です。 (図表2-1~2-4)



図表2-1 道路の整備面積

※昭和 60 年以前の道路面積:約 140 万㎡

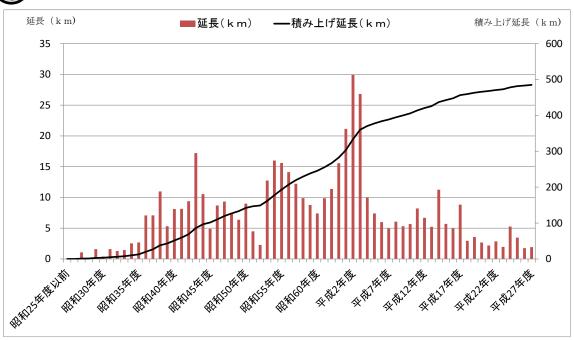


※平成27年度までの道路面積:約180万㎡

参考:道路課台帳資料



図表2-2 下水道の整備延長

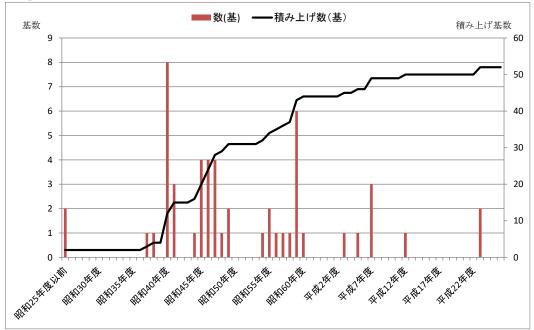


※平成 27 年度までの下水道延長:約 485km

参考:下水道管理課台帳資料



図表2-3 橋りょう・歩道橋の整備数

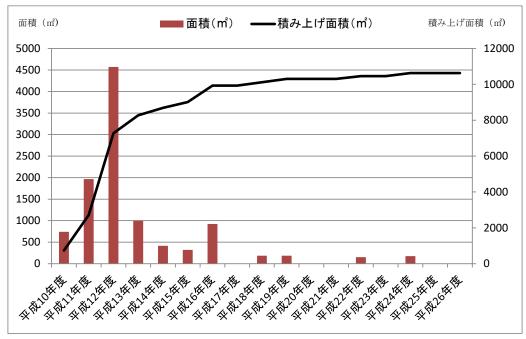


※平成27年度までの橋りょう数:52基

参考:工事課台帳資料



図表2-4 ペデストリアンデッキの整備面積



※平成 27 年度までの面積:約 10,000 ㎡

③プラント施設の現状

プラント施設については、主な施設が築20年を超えて運転しており、機器類や施設の老朽化が進行しています。

主なプラント施設	建設年月日	築年数	主な設備の整備		
清掃工場(※1)	昭和 54 年	築 43 年	昭和 54 年 1・2号炉		
			平成 9 年 3 号炉		
下水処理場(※2)	昭和 38 年	築 60 年	昭和41年 管理棟等及び諸設備		
			昭和 50 年 低段沈砂池棟及び諸設備		
			昭和 53 年 焼却炉棟及び諸設備		
			平成 4 年 高度処理設備及び諸設備		
総合リサイクル	平成8年	築 27 年	平成 8年 総合リサイクルセンター各棟		
センター			及び諸設備		

※1:令和5年度に新清掃工場に移転し、跡施設の解体に着手予定

※2:令和5年度に北多摩二号水再生センターに編入予定(雨水ポンプ設備は引き続き稼働)

参考 有形固定資産減価償却率による分析

有形固定資産減価償却率とは、市が保有する施設等が、<u>耐用年数に対して資産取得からど</u>の程度経過しているかを把握するための指標であり、

| 有形固定資産減価償却率 = 減価償却累計額 / 取得価額 | で算出されます。

減価償却とは、市が保有する施設など時の経過等によって価値が減っていく資産について、価値の減少を反映させる会計処理のことです。その数値を用いて算出された割合で資産 老朽化のおおよその度合を図ることができます(割合が大きいほど老朽化が進んでいるものと判断されます)。

	有形固定資産減価償却率		
	公共建築物	道路、橋りょう	
平成 31 年度決算	61.3%	57.8%	
平成 30 年度決算	61.4%	55. 4%	
平成 29 年度決算	61.4%	54.0%	

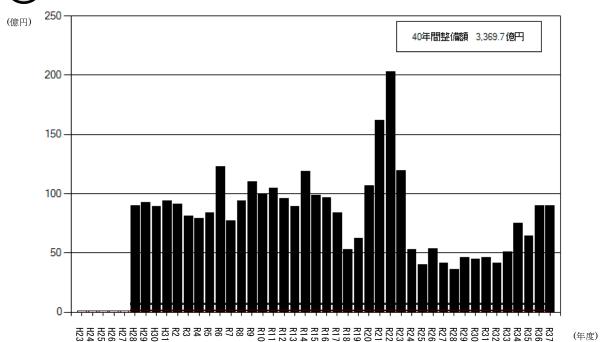
※令和2年度地方公営企業法の財務適用により、下水道関連資産は除く

④公共施設等の将来の見通し

今ある公共施設等を全て保有し続け、各施設の老朽化に応じて更新した場合の必要コストについて、総務省提供ソフトを活用して試算したところ、今後 40 年間で約 3,400 億円がかかる見込みとなり、各施設を維持管理していくためには、高い更新費用が必要になることがわかりました。(図表 1)

(?)

図表 1 将来の更新費用の推計(公共施設及びインフラ資産)



総務省提供による公共施設更新費用試算ソフトによる試算の前提条件

試算対象施設	公共建築物(公有財産台帳登載)、道路、橋りょう、下水道
試算期間	40年(平成28年度~令和37年度)
試算方法	試算対象施設の面積及び延長(m²、m)に対し試算ソフトの標準更
	新単価を用いて試算期間にかかる更新費用(新規整備・用地取得は
	含まない)を推計する。

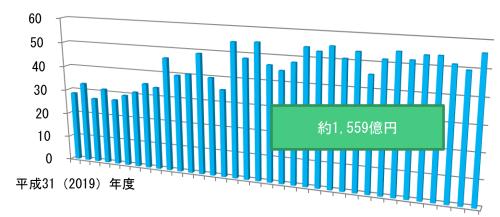
※推計値には試算対象施設以外の更新費や、更新以外の修繕にかかる費用等は計上されていません。

※上記試算は、平成27年度末現在のデータによる試算結果であり、市の策定している諸計画とは試算の前 提条件(年度・施設等)が異なります。 次に、策定している諸計画より、公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の推計を示します。計画毎に見直しの時期が異なるため、概算費用算出の年度が異なりますが、この推計を参考に、計画的に公共施設の再編及びインフラ資産の長寿命化を図っていきます。



図表2-1 将来の更新費用の推計【公共施設】

(各年度コスト見込み:億円)

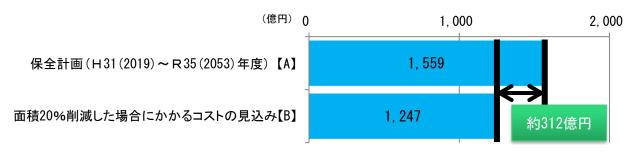


令和 35 (2053) 年度

出典:公共施設再編個別計画(平成30年度)



図表2-2 コスト削減目標【公共施設】



出典:公共施設再編個別計画(平成30年度)

効果額は、35年間で約312億円の削減見込みとなっています。



図表3 将来の更新費用の推計【道路】 ※対象は98路線



参考:道路修繕計画(令和3年度)

下水道については、「下水道ストックマネジメント計画 第2期(令和3年度)」において、 効果額は、100年間で約1,057億円の削減見込みであると示しています。

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 1,057 百万円/年	概ね 100 年

出典:下水道ストックマネジメント計画 第2期(令和3年度)



図表4 将来の更新費用の推計【橋りょう】

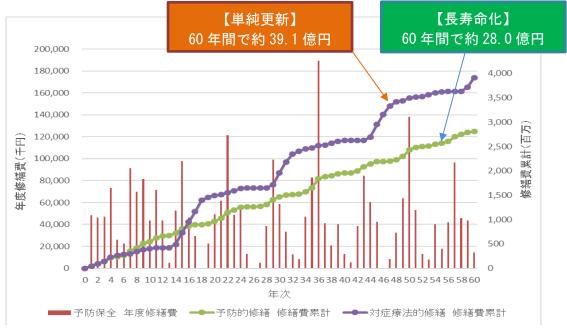


出典:橋りょう長寿命化計画(令和3年度)

効果額は、60年間で約24.3億円の削減見込みとなっています。



図表5 将来の更新費用の推計【ペデストリアンデッキ】



参考:立川駅北口・南口デッキ長寿命化修繕計画(令和4年度)

効果額は、60年間で約11.1億円の削減見込みとなっています。



図表6 将来の更新費用の推計【デッキエスカレーター・エレベーター】



参考:立川駅北口・南口デッキ長寿命化修繕計画(令和4年度)

効果額は、60年間で約13.2億円の削減見込みとなっています。

(2) 人口の現状と将来の見通し

現時点が人口のピークで、今後、人口減少や少子化、高齢化の進行が見込まれています。

市の人口は戦後増加傾向にあり、平成28年1月1日現在の人口は17万9,796人です。 しかし、平成24年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計や、平成25年度に市が行った人口推計によると、市の人口は現時点がピークであり、今後、減少傾向へ転じる見通しとなっています。

年齢階層別の将来人口推計では、令和 25 年(2043 年)には、0 歳~14 歳の年少人口は市の人口に占める割合では 2.4 ポイント減少し 10.3% となり、少子化の影響が今後も継続する見通しです。同じく 15 歳~64 歳の生産年齢人口も 11.2 ポイント減少し 54.7% となる見通しです。一方で 65 歳以上の高齢者人口は 13.5 ポイント増加し 35% となり、市の人口の約 3 分の 1 が高齢者となる見通しとなっています。(図表 1)

平成27年度、市の強みである「交流」を中心に、「ひと」「しごと」「まち」の4つの創生からなる「立川創生」を実現するための4つの戦略を「たちかわ創生総合戦略」として策定し、出生率の向上や転出抑制のための各事業により人口減少を抑制し、2060年(令和42年)までに約14万人の人口を維持することを目指すとしています。(図表2)

また、同戦略では交流と連携を広げ、安全・安心で暮らしやすいまちをつくることを4つの戦略の一つとしており、老朽化する公共施設等に対して計画的で効果的な保全や更新を図ることを戦略の方向性として位置付けています。

(?)

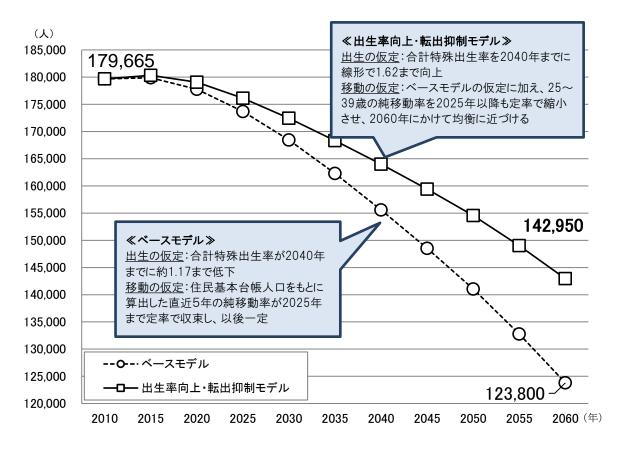
図表1 3階層別人口構成推移



1天:至州市为「久及州市省州自木足のための村木八百年前間直



図表 2 たちかわ創生総合戦略人ロビジョン



出典:たちかわ創生総合戦略

(3) 財政の現状と将来の見通し

生産年齢人口の減少に伴う市民税の減収や、高齢化の進行に伴う扶助費等の歳出増加が見込まれています。

市の平成27年度決算の歳入総額(一般会計)は約793億円で、歳入の約50%を市税収入 (市民税等)が占めています。(図表1)

今後は働き盛りの年代が退職を迎え、特に生産年齢人口の減少に伴い、市民税等の減収が 進む見通しとなっています。

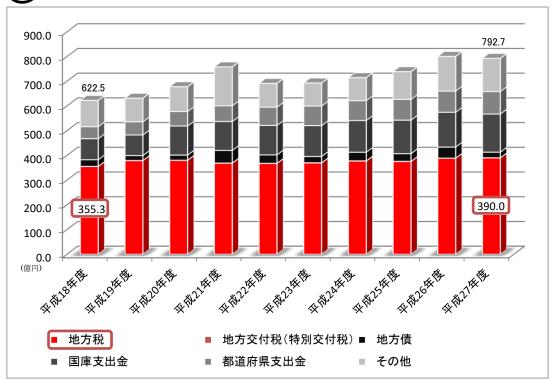
歳出総額 (一般会計) は、約749億円です。直近10年間の推移をみると、特に扶助費は 平成18年度の146.5億円から平成27年度は235.7億円となっており、89.2億円(約1.6倍)増加しています。(図表2)

今後も人口推計どおりに高齢化が進行すると、扶助費がさらに増加する見通しとなっています。

また、投資的経費の推移をみると、直近10年前の平成18年度の53.5億円から比べて平成27年度は87.2億円、約1.6倍に上昇しており、今後、特に学校等の公共施設等の老朽化が進むにつれ、建替えや更新に必要な経費は増加する見通しとなっています。(図表3)



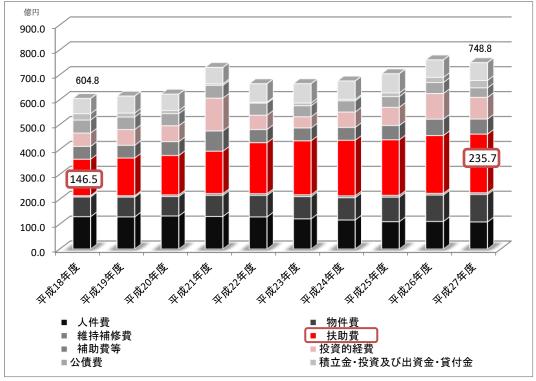
図表 1:歳入の状況(一般会計)



参考:決算カード



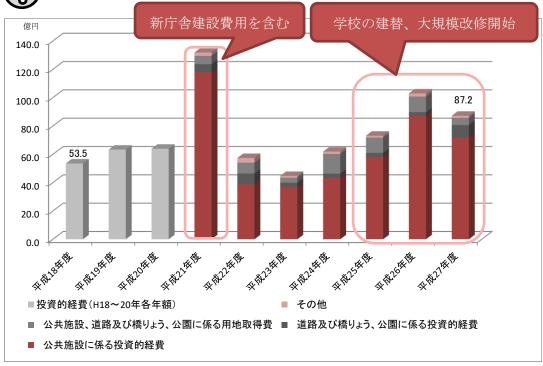
図表 2:歳出の状況(一般会計)



参考:決算カード



図表3:投資的経費の状況(一般会計)



参考:財政課資料

(4) 将来見通しを踏まえた今後の課題

今後は、人口減少、少子化、高齢化による厳しい財政状況が進行する中、公共施設等の更新費用のコストの増加、施設の安全管理等の課題に取り組む必要があります。

①人口減少・人口構造の変化による将来負担と歳入の課題

今後人口減少とともに、少子化、高齢化による人口構造の変化が予測されており、推計のとおりに将来人口が推移すると、老年人口が約3割を占める見通しです。高齢化の進行とともに、医療・福祉にかかる支出は年々増加を続けており、市の歳出にかかる割合は今後も増える見込みです。

一方で、人口構造の変化は、少子化、高齢化とともに、生産年齢人口の減少という側面も 持っており、同人口は30年後には現在に比べて約7割に減少する見通しです。今後、主要 な市税の担い手である同人口の減少により、市の歳入は減少することが見込まれます。

たちかわ創生総合戦略では、一人の高齢者を支える生産年齢人口の推移は、2010 (平成22)年は一人の高齢者を3.1人の現役世代で支える「騎馬戦型」の構造が、2040 (令和22)年には一人の高齢者を1.6人の現役世代で支える「肩車型」になると予測しており、現在の制度が変わらない場合、社会保障などの現役世代の負担は約2倍となるとしています。

こうした状況では、高度経済成長期のように市債を活用し公共施設等の老朽化にかかる 費用を賄うことは、将来世代への負担の増加を招く恐れがあります。

②公共施設等の老朽化に伴う課題

公共施設等の老朽化において、対応の遅れは事故等につながるため、できる限り早急な対応を行う必要があります。

しかし、公共施設等をすべて更新するためには、高い更新費用がかかることが予測され、 前述のような歳入・歳出の見通しの中、このままでは、今後、施設にかかる十分な更新費用 が確保できず、改修・建替え等の対策が早急にできない可能性があります。その場合は、施 設の安全性が保たれるまで老朽化している建物を閉鎖する等、公共施設等を利用する環境 が十分維持できなくなる懸念があります。

まとめ

公共施設等の維持管理コストや人口構造の変化といった課題を抱えながら、市民の安全・安心な生活環境を保ち都市機能を持続させるため、公共施設等の老朽化に対して、今後の管理の方針を立て、計画的に取り組む必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ 計画的な管理に関する 基本的な方針

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

市の公共施設等の現状や、将来の見通し、課題を踏まえ、今後の公共施設等の管理に あたっては、利用環境の安全・安心を第一に考えるとともに、計画的な更新と今ある 資産を最大限有効活用する持続可能な管理を行うことを基本的な考え方とします。

公共施設等の管理は、市民生活に大きく関わっており、学校や図書館、市民体育館等の建物が新しくなる、道路や公園の遊具が新しくなるなど、市民の利便性にかかわることは、全て市民サービスの向上につながる重要な事業です。

しかし、先述のとおり、今後予測される少子化、高齢化を背景とした人口減少を鑑みると、全ての分野において、高度経済成長を背景に人口が増加してきた過去と同じような公共施設等の整備を行うことは難しく、限られた資産による管理のあり方を考える必要があります。

今後の管理のあり方について、国が平成25年度に定めたインフラ長寿命化基本計画の基本的な考え方では、「インフラ機能の確実かつ効率的な確保」をあげており、安全・安心の確保と中長期的なコスト管理の推進などを図るとしています。民間施設も含めて、施設の所有者が第一に考えなければならないことは施設利用の安全性と的確な維持管理・更新です。

また、市では、インフラ長寿命化基本計画が策定される以前より、前章にある課題に対して、施設の安全性と長寿命化によるコストの抑制、平準化等に取り組み、また、公共建築物については、今後のあり方について取りまとめた「立川市公共施設あり方方針」を策定してきました。今後も、各施設の取組を推進するために、公共施設等の老朽化に取り組んできた経緯も踏まえて管理のあり方を取りまとめる必要があります。

そこで、本計画において、公共施設等の今後の管理・更新についての方針を取りまとめる うえでは、将来の見通しや課題、これまでの取組を踏まえ、次の2点を基本的な考え方とし ます。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ①公共施設等の老朽化によって市民の生活を脅かすことのないように、市民の公共 施設等の利用環境の安全・安心を第一に考える。
- ②計画的な更新と今ある資産を最大限有効活用する持続可能な管理を行う。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な方針

基本的な考え方に基づき、次の10点を方針とします。

①点検・診断等の実施方針

公共建築物

各施設管理者により法令等に基づき建物や設備の点検・調査を実施するとともに、市有施設日常点検マニュアルに基づき点検を実施します。 また、改修履歴は庁内での情報共有を図るとともに、定期的に施設の状況把握を行います。

プラント施設

各施設管理者等により法令等に基づく定期点検の実施や、パトロール等による日常点検を実施し、施設の安全性について診断を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共建築物

前期施設整備計画を踏まえ、一部の施設の建替えを前倒しすることによる総コストの平準化に努めます。また、計画的に改修工事を実施することで、従来の施設の事後保全から予防保全へと転換します。

プラント施設

施設の点検・診断結果に基づく措置状況を記録し、蓄積していくことで、施設の老朽化に対する傾向を把握し、施設機能に支障が生じる前に 措置を行う予防保全型維持管理へ転換していきます。

③安全確保の実施方針

公共建築物

各施設管理者による法令点検、自主点検、日常点検を実施するととも に、前期施設整備計画整備順序方針及び公共施設保全計画を踏まえて計 画的に改修を実施し、安全確保を行います。また、施設利用に支障が生 じた場合は迅速な応急対応に努めます。

インフラ施設

予防保全型維持管理への転換による施設の機能に支障が生じる前に措置をしていく一方、点検や住民等からの情報提供等により、施設の異常が発見された場合、応急的な対処や一時的な利用停止を図るなど安全性の確保に努めます。

④耐震化の実施方針

公共建築物

主要施設の構造躯体の耐震化は概ね完了しています。非構造部材の対応 について、法令等に沿って随時対応を図ります。

プラント施設

各施設の耐震基準と照らし合わせ耐震診断を行うなど、耐震化必要性の 検証と長寿命化事業と連携した耐震対策を行い、施設の安全確保に努め ます。

⑤長寿命化の実施方針

公共建築物

計画的な改修を実施することで、建物を長寿命化して長期の活用を図り ます。

インフラ施設

施設の点検・診断・措置を記録・蓄積するメンテナンスサイクルにより、施設の機能に支障が生じる前に措置を行う予防保全型維持管理へ転換することで、施設の長寿命化ならびに修繕・更新に係る費用の平準化・LCC縮減を図ります。

⑥再編・統合・廃止の推進方針

公共建築物	公共施設あり方方針の3つの大方針(①公共施設のスリム化と機能(役割)重視の再編・転換、②地域の核となる公共施設へのさらなる展開、 ③効率的な公共施設の運営)及び前期施設整備計画を踏まえ、公共施設 再編の取組を推進します。
インフラ施設	膨大な施設を管理していくことの将来負担を踏まえ、施設の統合や廃止 も視野に入れて再編を検討します。
プラント施設	処理量に対する適正規模への縮小化や一部もしくは全部において広域化 や外部委託を視野に入れて施設再編を検討します。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

基本的な考え方、基本的な方針を実現するための体制について、以下の点を踏まえた推 進体制の構築を行います。

I. 情報連携、情報共有による取組の推進

現在施設を所管している部署の情報を一元的に把握するため、固定資産台帳を基礎情報として更新を行うとともに、各課が所有する施設情報についても適時更新し、庁内での情報共有を行います。

Ⅱ. 検討体制の構築

各施設の今後の個別計画(再編計画・長寿命化計画)の策定・見直し等は、将来的 な見通しを念頭に置き、全庁にまたがる課題として取組体制を構築し、計画的に推 進します。

⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関連法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

⑨PDCA サイクルの推進等に係る方針

本計画及び個別施設計画の推進にあたっては、市で取り組んでいる行政評価と連動させ、毎年、事務事業評価及び施策評価を行い、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)のPDCAサイクルにより、効率的に行っていきます。

行政評価の結果を踏まえて、見直し事項を明らかにし、必要に応じて改善を行っていく とともに、計画の見直しも検討していきます。

⑩跡地及び跡施設の活用等に係る方針

公共施設等の集約化や複合化等により生じる跡地及び跡施設の活用にあたっては、施設として保有するために必要な費用について十分認識し、維持管理費等の軽減に努めた効果的・効率的な活用を前提とします。

検討により、行政需要・公共的需要に基づく活用が見込めないものと判断された場合については、施設を除却(解体等)してその後の経費削減を図り、空いた土地は活用・処分を進めていきます。なお、施設の除却等にあたっては、可能な限り国の財政措置(除却債等)を活用します。

※除却債:「公共施設等適正管理推進事業債」(H29度~R8年度)として活用可能な内容 公共施設等の集約化・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザ イン化、除却及び脱炭素化(R7年度まで)といった事業に活用できる。 第4章 | 今後の計画の取組

第4章 今後の計画の取組

(1) 全庁的な情報管理・共有方策

総務省が取組を進める地方公会計制度の見直しを踏まえ、平成29年度に作成する固 定資産台帳や、令和2年度の公営企業会計移行に伴い作成する下水道台帳を施設所管 部署が更新を行い、共有化することで情報の共有と更新を図ります。

適切な管理運営を図るためには、市の管理する公共施設等に関する情報を適切に把握、更新する必要があります。また、更新した情報は庁内で広く共有化を図ることも大切です。

現在、総務省は地方公共団体に対して、平成 29 年度までにコストやストックを把握し、中長期的な財政運営を行うため、企業会計に準じた複式簿記による「統一的な基準による地方公会計制度」の整備を求めており、市も平成 29 年度に向け固定資産台帳の整備などの取組を進めています。また、下水道については、令和 2 年度までの公営企業会計移行に伴い、固定資産台帳整備に向けた取組を進めています。

今後は、固定資産台帳を用いて、各施設所管課による情報の更新を適宜図るとともに、各施設の台帳等の整理を行いストック情報の一括把握を図り、全庁的な情報共有化の取組を進めます。

(2) 計画の進捗管理・検討の推進

基本的な方針等を踏まえて、公共施設等の個別計画の進捗状況を把握し、全庁横断的・将来的・経営的な検討体制を構築することで、持続可能な公共施設等の管理に取り組みます。

市はこれまで、公共建築物やインフラ施設の長寿命化や、あり方の検討に取り組んでおり、本計画の基本的な考え方・方針も、現行の各個別計画の基本となる部分を取りまとめて作成しています。

今後は、本計画の基本的な考え方・方針を踏まえて、各個別施設の計画等の策定や計画の 進捗を図るとともに、人口・財政の将来を見すえ、持続可能な管理・更新の取組を進める必 要があります。

そのため、全庁横断的に将来性や経営的な視点を踏まえた検討を行えるよう、現行の検討 のしくみ・体制を見直し、再構築を行います。

(3) 市民との情報共有

市民に積極的な情報の開示を行い、市全体での公共施設等老朽化問題の共有化に努めます。

公共施設老朽化問題への対応は、市民生活に影響を与えるケースも考えられます。また、社会状況や財政状況から計画の変更等が発生する場合もあります。

公共施設等の整備状況は、行政評価等により情報を開示するとともに、市民説明会やワークショップの開催などの機会を設け、市全体で公共施設老朽化問題を共有できる環境づくりに努めます。

用語解説

用語	解說		
インフラ施設・都市	インフラストラクチャー(infrastructure)の略で、都市に必要		
インフラ施設	な道路、橋りょう、下水道、公園等を指す。		
インフラ長寿命化基	国の定める計画で、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持		
本計画	管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る		
	とともに、維持管理・更新に係る産業(メンテナンス産業)の競		
	争力を確保するための方向性を示すもの。		
LCC (エルシーシ	ライフサイクルコスト(Life cycle cost)の略で、建築物・イン		
—)	フラ施設の企画設計段階、建設・整備段階、運用管理段階及び解		
	体・撤去・再利用段階の費用の総計。		
	初期費用であるイニシャルコストとエネルギー費、保全費、改修		
	費、更新費などのランニングコストにより構成される。		
公営企業会計	公営企業に適用される、発生主義・複式簿記による企業会計的手		
	法の会計制度 (一部を除く)。		
公共施設・公共建築	学校や図書館などの国・地方自治体が所有・管理を行う建築物。		
物	住民の一般的な共同利用を目的として供する施設。		
立川市公共施設あり	市の所有する公共施設について、今後どうあるべきか方向性を示		
方方針	した、3 つの大方針と4 つの具体的な方策で構成される方針。		
公共施設等	公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物		
	その他の工作物を指す。		
	具体的には、建築物(学校、倉庫等)の他、道路、下水道、橋り		
	よう等の土木構造物、プラント系施設(廃棄物処理場、汚水処理		
	場等)、公営企業施設、その他工作物(公園ベンチ・遊具、門		
	扉、フェンス等)等も含む包括的な概念である。		
公共施設等総合管理	国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、各自治体が所管する全		
計画	ての施設の公共施設等の更新、管理に関する計画の策定・改定の		
	基本となる、今後の管理の考え方を総合的に取りまとめる計画。		
立川市公共施設保全	保有する公共施設を良好な状態で使用できるように、適切な保全		
計画	の実施を図る計画。		
工作物	償却資産のうち、道路、橋梁、公園の遊具、門、柵、塀など、土		
	地に定着する構造物のうち、屋根及び壁を有する建物以外のもの		
	を指す。		
更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能		
	に再整備すること。		
公用施設	地方自治体が事務事業を執行するための施設。		

固定資産台帳	所有するすべての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)につ		
	いて、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。		
	財務書類作成の補助簿の役割を果たす。		
市有施設日常点検マ	施設管理者を対象に日常から適切な維持管理を実施することを目		
ニュアル	的に市が策定したマニュアル。		
立川市第4次長期総	平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間を計画期間とする総		
合計画	合的な行政計画。基本構想、前期基本計画などで構成される市の		
	最上位計画。		
たちかわ創生総合戦	まち・ひと・しごと創生法に基づく、人口の現状と将来展望を踏		
略	まえた計画。2060 年までの人口ビジョンと、2015 年から 2019 年		
	までの5か年の総合戦略で構成。		
地方公会計制度	資産・負債といったストック情報や減価償却費等のコスト情報を		
	見える化できる、地方公共団体に適用される、発生主義・複式簿		
	記による企業会計的手法の会計制度。		
投資的経費	市の歳出のうちの経済的性質に着目した分類の一つ。道路の新設		
	や学校校舎の新築・改築などのように施設の価値を増加させる事		
	業に使われる経費。		
非構造部材	天井材や外壁、外装材、照明器具など構造材と区分した部材のこ		
	と。		
扶助費	市の歳出のうちの経済的性質に着目した分類の一つ。生活保護		
	費、障害福祉費、児童手当などの被扶助者への支給や、市独自の		
	各種扶助にかかる経費。		
プラント施設	工場設備、生産設備一式を指す。市では、公共施設の内、工場設		
	備を有する、清掃工場、リサイクルセンター、下水処理場等を指		
	す。		
ペデストリアンデッ	自動車道路と立体的に分離した歩行者専用道路を指す。市ではJ		
丰	R立川駅と多摩都市モノレール立川南・北駅を相互に結ぶ歩行者		
	専用デッキが整備されている。		
メンテナンスサイク	インフラ施設の定期的な点検・診断の結果に基づき、必要な対策		
ル	を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、		
	これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を		
	記録し、次期点検・診断等に活用していくこと。		
予防保全・予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、		
型維持管理	機能の保持・回復を図る管理手法を指す。		

改定履歴

- ○令和4年3月一部改定
 - ◇国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について (平成 30 年 2月 27 日付け総財務第 28 号)」を受け、通知に基づく改定
 - ①計画の体系イメージ の修正 (P2)
 - ②有形固定資産減価償却率の推移 の追加 (P9)
 - ③長寿命化対策、再編の取組をした場合の見込み及び対策の効果額 の追加 (P11~13)
 - ④ユニバーサルデザイン化の推進方針 の追加 (P24)
 - ⑤PDCA サイクルの推進等に係る方針 の追加 (P24)
 - ⑥跡地及び跡施設の活用等に係る方針 の追加 (P24)
- ○令和5年12月一部改定
 - ◇令和4年度に改定した「立川駅北口・南口デッキ長寿命化修繕計画」を踏まえ改定
 - ①ペデストリアンデッキの将来の更新費用の推計 の更新 (P13)
 - ②デッキエスカレーター・エレベーターの将来の更新費用の推計 の追加 (P14)

立川市公共施設等総合管理計画 (一部改定)

令和5年12月

編集・発行 : 立川市総合政策部行政経営課

立川市まちづくり部道路課

〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9

電話 042-523-2111 (代表)

FAX 042-521-2653